

横須賀市立小・中学校の
教育環境整備に関する基本方針

令和8年（2026年）3月
横須賀市教育委員会

目 次

1 教育環境整備についての基本的な考え方

- (1) 横須賀市における小・中学校の教育環境整備
に係る基本方針について…………… 1
- (2) 学校施設の課題について…………… 2
- (3) 適正規模について…………… 3
- (4) 適正配置について…………… 4
- (5) 通学区域制度の弾力的運用について…………… 5
- (6) 教育環境整備の方策について…………… 6

2 教育環境整備の検討・実施に当たっての方策

- (1) 検討のための基準について…………… 8
- (2) 検討の手順について…………… 9
- (3) 実施の手順について…………… 10

3 教育環境整備の検討・実施に当たって特に配慮すること…………… 11

《参考資料》

- 1 市立小・中学校の教育環境整備に関するこれまでの取り組み… 12
- 2 児童・生徒・学級数一覧…………… 13
- 3 児童・生徒・学級数推計一覧…………… 15
- 4 児童・生徒数と学校数の推移…………… 17
- 5 学校規模（通常学級数）別学校数の推移…………… 18
- 6 年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国）…………… 19
- 7 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について…………… 19
- 8 学校施設の状況（築年数・レッドゾーン）…………… 20
- 9 法令による学級編制の基準…………… 21
- 10 法令による学校規模の考え方…………… 21
- 11 学校規模による課題や影響…………… 22
- 12 法令による通学距離の考え方…………… 26
- 13 通学距離別学校数…………… 26
- 14 指定校変更の状況…………… 27
- 15 未利用地等の土地利用に関する取扱方針…………… 27

1 教育環境整備についての基本的な考え方

(1) 横須賀市における小・中学校の教育環境整備に係る基本方針について

本市の令和7年度の小学生児童数は15,122人で、昭和56年度のピーク時の45,078人から29,956人減少、中学校生徒数は8,348人で、昭和61年度のピーク時の22,187人から13,839人減少となっています。

一方で、令和7年度の小学校数は44校で、平成8～10年度のピーク時の49校から5校減少、中学校数は23校で、昭和62年度～平成18年度のピーク時の25校から2校減少となっています。

このように、ピーク時より6割以上減少している児童・生徒数に対して、約9割程度の学校が現存している状況です。

そのため、以前は適正な規模であった学校が、現在は全学年単学級になっている等、小規模化が著しく進んでいる学校があります。

また、学校配置等による通学区域の関係で、子どもたちが交通機関を利用して遠くの指定校まで通学しているような地域もあり、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。

このような課題の解決に向けて、平成19年1月に「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定し、その後、平成27年11月に文部科学省より「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されたことを受け、平成29年1月に「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 改定版」（以下、「基本方針」）を策定しました。

「基本方針」は、改定後既に9年が経過しており、少子化の更なる進展や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定、施設の老朽化等、小中学校の適正規模および適正配置に関する状況が変わってきています。

また、令和5年10月31日に「横須賀市立小中学校適正配置審議会」（以下、「適正配置審議会」）から提出された答申の付言において、通学距離が長距離となっている地域があることから、今後は、全市的な遠距離通学に対する方策の検討が必要である旨の指摘がありました。

これらを受けて、「基本方針」に、学校施設の課題や遠距離通学に対する方策など新たな視点を加えるとともに、現在の横須賀市の実情に即した方針とするため、令和7年7月に、改めて「適正配置審議会」に基本方針の更なる改定について諮問し、令和7年12月に答申を受けましたので、この答申に基づき、方針名称を「横須賀市立小・中学校の教育環境整備に関する方針」へと変更し、本方針を改定します。

【参考資料】

○市立小・中学校の教育環境整備に関するこれまでの取り組み……	12
○児童・生徒・学級数一覧……	13
○児童・生徒・学級数推計一覧……	15
○児童・生徒数と学校数の推移……	17
○学校規模（通常学級数）別学校数の推移……	18
○年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国）……	19

(2) 学校施設の課題について

本市の学校施設は、児童・生徒の増加を背景に昭和 50 年代に集中して建設され、令和 7 年度（2025 年度）時点で、全体の約 6 割の学校に建築後 50 年以上経過した校舎があり、体育館を含むその他の学校施設についても同様に老朽化が進んでいます。

また、本市には起伏に富んだ丘陵地が多く、建築後 50 年以上経過した学校の半分以上で、施設や敷地の一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されています。レッドゾーンに指定された施設もしくは敷地を含む学校は、建て替えコストが高くなることや安全性への配慮から建て替えが困難な場合もあります。

このような状況の中で学校施設を維持していくためには、大規模改修工事等に多額の費用が必要になるだけでなく、その時期も同じ期間に集中することが想定されるため、効率的な維持管理を行うことが求められています。

横須賀市内の公共施設等の基本的な維持管理の方針を定める「横須賀市公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設の個別施設計画として「横須賀市学校施設の長寿命化計画」を令和 3 年（2021 年）3 月に策定し、学校施設の目標耐用年数を、鉄筋コンクリート造の上限値である 80 年としました。

しかし、学校施設を築 80 年で一律に建て替えると、数年間に 10 校以上の学校の建て替えが必要になってしまいます。また、建て替えの構想等の検討から工事完了まで相当の期間を要することから、平準化のために可能な限り前倒して着手することを考慮すると、現時点で築 60 年以上経過している学校施設については建て替えを含めた教育環境整備の検討をする必要があります。

【参考資料】

- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について …………… 19
- 学校施設の状況（築年数・レッドゾーン） …………… 20

(3) 適正規模について

学校は、知識や物事を修得する場であると同時に、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける大切な場でもあります。また、さまざまな学習形態や活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、目的に応じた適切な規模の集団を構成し、多様な教育活動を展開する必要があります。そのため、学校では一定の集団規模を確保することが必要です。

ところが、少子化の進行により市内の小・中学校に小規模校が増加し、通常学級の数が小学校では6学級（各学年1学級）から22学級（各学年3～4学級）、中学校では6学級（各学年2学級）から18学級（各学年6学級）まで、学校ごとに学級数の大きな差が生じており、学校規模の格差が課題となっています。

そこで、より高い教育効果を期待できる学校規模を「適正規模」として、次のとおりその範囲を定めます。

なお、「適正規模」とは、標準的な規模を指すものであり、この範囲以外の学校が「不適正」ということではありません。それぞれの学校規模の特色を踏まえつつ、より良い学校運営のための配慮を行っていきます。

□学校規模の定義

	小学校	中学校
過小規模校	1～5学級（複式学級※あり）	1～2学級（複式学級※あり）
小規模校	6～11学級（各学年1～2学級）	3～11学級（各学年1～4学級）
適正規模校	12～24学級（各学年2～4学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と児童が十分に関わりを持つことができる。	12～24学級（各学年4～8学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と生徒が十分に関わりを持つことができる。 ・5教科の教員が複数配置でき、また、選択教科、部活動などの指導体制が充実する。
大規模校	25～30学級（各学年4～5学級）	25～30学級（各学年8～10学級）
過大規模校	31学級～（6学級以上の学年あり）	31学級～（11学級以上の学年あり）

※複式学級…2つ以上の異なる学年を1つにして編制した学級を指します。

※学級数は学校規模の比較のため通常学級の数を記載しています。

※学級編制の基準を、小学生から中学生1年生までを35人、中学2・3年生を40人としています。（令和7年度時点）

【参考資料】

- 法令による学級編制の基準…………… 21
- 法令による学校規模の考え方…………… 21
- 学校規模による課題や影響…………… 22

(4) 適正配置について

学校の配置に当たっては、児童・生徒の通学距離を考慮する必要があります。児童・生徒の体力や法令、都市部における他都市の状況などに配慮し、適正な通学距離の範囲を小学校で2キロメートル程度以内、中学校で3キロメートル程度以内と定めています。

本市は丘陵地や谷戸が多く、平坦地が少ないため、学校が偏在していたり、学校が通学区域の端に位置していたりするため、地域によっては通学距離が長く、交通機関の利用を余儀なくされている児童・生徒もいます。

また、通学距離が適正な距離の範囲内であっても、坂・トンネル・階段・人通りなどの地域性や、交通面における通学路の安全性に課題がある場合もあります。

こうした課題の解決に向けて、地域の実態を踏まえた適切な通学区域の設定や、通学手段の確保が必要です。

□通学区域設定の基本的な考え方

- ・通学距離、通学路の安全性を考慮する。
- ・区域の境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
- ・自治会・町内会を分断しないように区域を設定する。
- ・行政センター所管区域について考慮する。
- ・小中一貫教育ブロックを考慮する。
- ・通学区域が複雑にならないように考慮する。

□適正な通学距離の範囲

小学校	中学校
● 2キロメートル程度 ・徒歩 30分程度	● 3キロメートル程度 ・徒歩 45分程度

※上記の通学距離に加え、当該地域の地理的条件等により教育委員会が総合的に検討した上で、適正配置の検討や通学支援の実施について判断します。

【参考資料】

- 法令による通学距離の考え方…………… 26
- 通学距離別学校数…………… 26

(5) 通学区域制度の弾力的運用について

教育委員会では、次のとおり通学区域制度を弾力的に運用しています。これらについては、今後も学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行い、地域の実情や保護者のニーズに対応していきます。

① 指定変更承認地域

指定校に隣接した地域のうち、通学距離や学校規模、地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。(令和7年4月現在 63カ所)

② 個別理由による指定校の変更

指定変更承認地域の他、「横須賀市立小・中学校指定変更就学（他学区からの就学）承認基準」により、身体的理由や転居後も継続して在籍校に就学する場合などの指定校の変更を認めています。

【参考資料】

○ 指定校変更の状況	27
------------	----

(6) 教育環境整備の方策について

学校施設の課題の解消や、規模および配置の適正化により、教育環境の整備を行うに当たっては次のような方策を実施することが考えられます。いずれの場合も、その後の周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことと、子どもたちの生活や、地域と学校との関わりを十分に考慮して検討を行います。

ア 教育環境整備の方策

①学校施設建て替えの検討

学校施設の課題への対応として、施設の建て替えを検討します。

建て替えの検討に当たっては、子どもたちの生活や教育環境に支障が生じないように配慮し、適正な学校規模や配置を踏まえるとともに、法令上の制限や学校の敷地面積、レッドゾーン等に十分留意して進めます。

②通学区域の見直し

小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しを行うことで解消できるか検討します。

小規模校の場合は、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合は、逆に通学区域の一部を周辺校の通学区域に編入することを検討します。

その他、町内会・行政センター所管区域が分断または重複している地域、小中一貫教育ブロックと異なる地域、通学区域が複雑化している地域についても実態を把握した上で、通学区域を見直すことを検討します。

③隣接校との統合

小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できない場合は、隣接校との統合を検討します。

統合によりいずれかの学校が閉校となる場合、跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づき、検討を行います。

なお、学校は地域に根付き、コミュニティの核としての役割を担ってきたことから、跡地利用の検討は、地域の意見を丁寧に伺いながら進めていきます。

④学校の分離新設

大規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できず、かつ用地の確保が可能な場合は、学校の分離新設を検討します。この場合、新設校および周辺校が将来的にも適正規模を維持できるよう十分に考慮します。

イ 規模および配置の適正化が困難な場合の方策

一方で、教育環境整備の検討対象となる学校の周辺状況や施設、通学距離などの関係から、学校規模の適正化が困難と判断され、小規模もしくは大規模での学校運営を継続する場合や、通学区域の変更などの方策を講じても、通学距離が適正範囲を超えてしまう学校配置となる場合も想定されます。

そのような状況においても、適切な教育環境を維持するために、次のような方策を検討していきます。

①特別認定校制度

小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合でも解決できない場合は、その学校の教育活動に特色を持たせ、「小規模特別認定校（特認校）」とし、市内全域から希望する児童・生徒を受け入れることで、一定の規模を確保するということが考えられます。

なお、実施の是非については、教育委員会で検討します。

②遠距離通学への対応について

通学区域の変更などの策を講じても通学距離が適正とならない場合や、今後の統合や学校施設の建て替え等に伴って、通学距離が適正な範囲を超えてしまうことも考えられます。

このような状況における全市的な遠距離通学への対応として、通学用定期券代の助成等、公共交通機関の利用を支援する方策も含めて検討します。

【参考資料】

○未利用地等の土地利用に関する取扱方針…………… 27

2 教育環境整備の検討・実施に当たっての方策

(1) 検討のための基準について

教育環境整備の検討は、将来的な児童・生徒数や学級数の推移を見据えて行うこととし、次のとおり検討のための基準を定めます。

なお、25～30 学級の大規模校については、検討の対象としていませんが、大規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営のための方策を検討します。

□教育環境整備の検討のための基準

	小学校	中学校
学校 施設	● 築年数が 60 年以上の場合	
学校 規模	● 11 学級以下の場合 ・ クラス替えができない学年がある。	● 5 学級以下の場合 ・ クラス替えができない学年がある。 ・ 10 科目の教員が規定上、配置できない。
	● 31 学級以上の場合 ・ 6 学級以上となる学年がある。 ・ 特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。	● 31 学級以上の場合 ・ 11 学級以上となる学年がある。 ・ 特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。
通学 距離	● 2 キロメートル程度を超える場合	● 3 キロメートル程度を超える場合

(2) 検討の手順について

教育環境整備の方策検討は、前項に示した「教育環境整備の検討のための基準」に該当した場合であっても、直ちに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が検討を行い、合意形成を図りながら進めていきます。(図1参照)

①「横須賀市立小・中学校教育環境整備計画」の策定

教育委員会において、具体的な検討対象地域等の名称を明記した「横須賀市立小・中学校教育環境整備計画」を策定します。この計画に基づき、学校規模や通学区域、学校施設等に課題がある学校について、周辺の学校の状況などを考慮しながら、順次検討を進めていきます。

②「適正配置審議会」における審議

教育委員会の附属機関である「適正配置審議会」では、「横須賀市立小・中学校教育環境整備計画」に基づき、教育委員会から諮問を受け、教育環境整備に関する方策等について審議を行います。

審議を進めるに当たり、それぞれの地域の状況等を把握するため、地域ごとに協議会等を設置(③に記載)し、意見を聴取します。

審議の結果を踏まえ、「適正配置審議会」として教育委員会へ答申を行います。

③「地域別小中学校教育環境整備検討協議会」等の設置

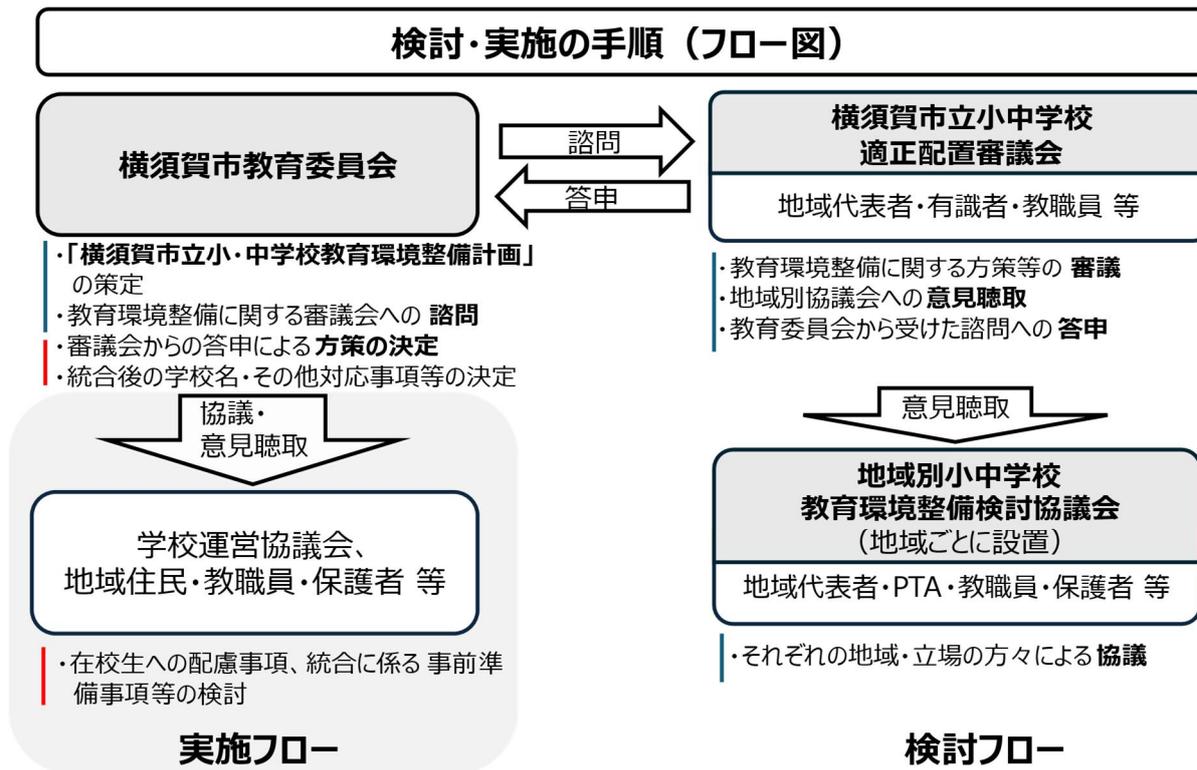
検討に当たっては、必要に応じて、多様な立場の方々の意見を幅広く取り入れるため、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域住民で構成する「地域別小中学校教育環境整備検討協議会」(以下、「地域別協議会」)等を設置します。

「地域別協議会」等では、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点を持ち、それぞれの立場から協議していただき、地域における意見を伺います。

④教育委員会の決定

教育委員会では、「適正配置審議会」からの答申を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。

(図 1)



(3) 実施の手順について

具体的な方策として学校の統合が教育委員会で決定された後は、より円滑な実施に向けて、学校関係者や保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議を行います。また、統合に向けた学校間の交流、事前の準備などについても検討していきます。

その際には、該当校の学校運営協議会等から意見を聴取し、学校名や、その他統合に当たって必要な事項については、教育委員会において決定します。

3 教育環境整備の検討・実施に当たって特に配慮すること

(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について

具体的な方策の検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方々と協働して、それぞれの立場から、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図りながら進めます。

(2) 市民への情報提供について

教育委員会や「地域別協議会」等での検討内容については、市教育委員会のホームページや紙媒体の配布などを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行います。

(3) 学校と地域の連携について

学校と地域の連携は非常に重要であり、避難所や地域行事など、学校が地域の拠点でもあることについて配慮します。

(4) 財政的な観点について

「横須賀市公共施設等総合管理計画」に基づき、市がまちづくりの視点から公共施設（建物）の望ましい将来像を定め、その実現に向けた具体的な取り組みを示す計画である「横須賀市 FM 戦略プラン」および、同様に学校施設の個別計画として定めた「横須賀市学校施設の長寿命化計画」と整合を図りながら「横須賀市立小・中学校教育環境整備計画」を策定します。

(5) 基本方針等の見直しについて

本方針と「横須賀市立小・中学校教育環境整備計画」について、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図ります。

《参考資料》

1 市立小・中学校の教育環境整備に関するこれまでの取り組み

時 期	内 容
昭和 56 年 4 月	小学生児童数がピークとなる。(46 校：45,078 人)
昭和 57 年 4 月	野比小学校を北下浦小学校から分離新設した。
昭和 61 年 4 月	中学生生徒数がピークとなる。(24 校：22,187 人)
昭和 62 年 4 月	岩戸中学校を久里浜中学校から分離新設した。
平成 8 年 4 月	野比東小学校を野比小学校から分離新設した。
平成 9 年 1 月	「小・中学校の統合方針」を作成した。 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><小・中学校の統合方針></p> <p>①小学校においては児童数 200 人以下、中学校においては生徒数 300 人以下の学校</p> <p>②小規模校（11 学級以下）で、今後、開発等により児童・生徒の急激な増加が見込めない学校</p> <p>③校地が狭あい等により、施設が不十分な学校</p> </div>
平成 11 年 4 月	青葉小学校と坂本小学校を閉校し、桜小学校を新設した。
平成 13 年 4 月	児童数がピーク時の半数以下となる。(48 校：22,512 人)
平成 15 年 4 月	大塚台小学校を望洋小学校から分離新設した。 生徒数がピーク時の半数以下となる。(25 校：10,833 人)
平成 16 年 10 月	陽光小学校と鶴久保小学校および桜台中学校と坂本中学校の統合を決定した。
平成 17 年 4 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会を設置した。 (平成 17 年 6 月～平成 18 年 7 月 10 回開催)
平成 18 年 4 月	陽光小学校を閉校し、鶴久保小学校に統合した。
平成 19 年 1 月	「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定した。
平成 19 年 4 月	桜台中学校を閉校し、坂本中学校に統合した。
平成 19 年 8 月	「市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画」(平成 19 年度～平成 22 年度)を策定した。
平成 22 年 4 月	光洋小学校を閉校し、鴨居小学校に統合した。
平成 23 年 4 月	上の台中学校を閉校し、鴨居中学校に統合した。
平成 25 年 4 月	平作小学校を閉校し、池上小学校に統合した。
平成 29 年 1 月	「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 改定版」を策定した。
令和 4 年 3 月	「横須賀市教育環境整備計画」を策定した。
令和 7 年 4 月	田浦小学校を閉校し、長浦小学校に統合した。 走水小学校を閉校し、馬堀小学校に統合した。

※この他、開発事業などに伴い、通学区域の変更を行っている。

2 児童・生徒・学級数一覧（令和7年5月1日現在）

【小学校（44校）】

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数										
1 追浜	10	1	13	1	19	1	15	1	17	1	18	1	92	6
2 夏島	67	2	94	3	78	3	77	2	92	3	77	3	485	16
3 浦郷	81	3	102	3	86	3	117	4	111	4	124	4	621	21
4 鷹取	39	2	48	2	51	2	44	2	51	2	49	2	282	12
5 船越	45	2	50	2	54	2	58	2	58	2	65	2	330	12
6 長浦	35	1	30	1	43	2	31	2	50	2	29	2	218	10
7 逸見	13	1	7	1	17	1	7	1	14	1	9	1	67	6
8 沢山	14	1	12	1	11	1	13	1	19	1	13	1	82	6
9 桜	29	1	37	2	41	2	43	2	44	2	49	2	243	11
10 汐入	12	1	13	1	14	1	13	1	17	1	15	1	84	6
11 諏訪	52	2	69	2	56	2	68	2	60	2	77	3	382	13
12 田戸	58	2	39	2	63	2	54	2	80	3	77	3	371	14
13 山崎	52	2	70	2	55	2	68	2	77	3	63	2	385	13
14 豊島	43	2	51	2	43	2	38	1	45	2	47	2	267	11
15 鶴久保	59	2	70	2	79	3	75	3	86	3	72	2	441	15
16 公郷	98	3	122	4	111	4	121	4	126	4	95	3	673	22
17 池上	68	2	68	2	72	2	84	3	85	3	92	3	469	15
18 城北	82	3	53	2	59	2	82	3	75	3	77	2	428	15
19 衣笠	62	2	69	2	68	2	59	2	67	2	52	2	377	12
20 大矢部	63	2	63	2	44	2	49	2	61	2	55	2	335	12
21 森崎	77	3	89	3	91	3	115	4	111	4	115	4	598	21
22 大津	51	2	48	2	63	2	58	2	48	2	64	2	332	12
23 根岸	92	3	87	3	87	3	92	3	91	3	90	3	539	18
24 馬堀	38	2	40	1	47	2	46	2	48	2	39	2	258	11
25 望洋	30	1	29	1	34	1	38	1	39	2	41	2	211	8
26 大塚台	55	2	58	2	59	2	55	2	60	2	70	2	357	12
27 浦賀	53	2	66	2	80	3	60	2	67	2	74	3	400	14
28 小原台	38	1	53	2	46	2	47	2	63	2	57	2	304	11
29 鴨居	47	2	42	2	34	1	43	2	49	2	48	2	263	11
30 高坂	37	1	47	2	42	2	38	2	63	2	54	2	281	11
31 岩戸	37	2	40	2	48	2	58	2	65	2	66	2	314	12
32 久里浜	85	3	110	3	90	3	106	3	97	3	100	3	588	18
33 明浜	67	2	83	3	92	3	92	3	104	3	100	3	538	17
34 神明	70	2	81	3	83	3	88	3	94	3	89	3	505	17
35 粟田	46	2	46	2	50	2	55	2	46	2	47	2	290	12
36 野比	73	3	75	3	69	3	90	3	72	2	92	3	471	17
37 野比東	40	2	58	2	50	2	65	2	43	2	58	2	314	12
38 北下浦	37	2	34	1	43	2	32	1	31	1	33	1	210	8
39 津久井	48	2	52	2	48	2	50	2	62	2	54	2	314	12
40 長井	41	2	29	1	47	2	42	2	42	2	57	2	258	11
41 富士見	33	1	37	1	38	1	41	2	41	2	32	1	222	8
42 武山	60	2	67	2	68	2	62	2	59	2	62	2	378	12
43 荻野	18	1	20	1	28	1	26	1	19	1	37	1	148	6
44 大楠	50	2	61	2	67	2	74	3	74	2	71	3	397	14
合計	2,205	84	2,432	87	2,468	92	2,589	95	2,723	98	2,705	97	15,122	553

※児童数は、特別支援学級を含む。

※学級数は、特別支援学級を含まない。

【中学校（23校）】

学校名		1年		2年		3年		合計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	追浜	205	6	214	6	199	5	618	17
2	鷹取	40	2	62	2	58	2	160	6
3	田浦	102	3	116	3	133	4	351	10
4	坂本	99	3	101	3	92	3	292	9
5	不入斗	103	3	139	4	128	4	370	11
6	常葉	104	3	131	3	123	3	358	9
7	公郷	132	4	111	3	130	3	373	10
8	池上	95	3	101	3	107	3	303	9
9	衣笠	133	4	131	4	147	4	411	12
10	大矢部	167	4	157	4	150	4	474	12
11	大津	214	6	222	6	236	6	672	18
12	馬堀	79	2	71	2	90	3	240	7
13	浦賀	177	5	179	5	186	5	542	15
14	鴨居	104	3	147	4	127	4	378	11
15	岩戸	48	2	50	2	55	2	153	6
16	久里浜	170	5	168	5	236	6	574	16
17	神明	171	4	125	4	145	4	441	12
18	野比	106	3	123	3	127	3	356	9
19	北下浦	70	2	84	3	61	2	215	7
20	長沢	113	3	76	2	106	3	295	8
21	長井	39	2	46	2	46	2	131	6
22	武山	110	3	118	3	119	3	347	9
23	大楠	92	3	107	3	95	3	294	9
合計		2,673	78	2,779	79	2,896	81	8,348	238

※生徒数は、特別支援学級を含む。

※学級数は、特別支援学級を含まない。

3 児童・生徒・学級数推計一覧（令和7年5月推計）

【小学校（44校）】

学校名	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	児童数	学級数										
1 追浜	90	8(2)	142	8(2)	152	8(2)	154	8(2)	166	8(2)	178	8(2)
2 夏島	496	24(7)	448	23(7)	415	22(7)	379	21(7)	331	20(7)	297	20(7)
3 浦郷	558	27(7)	502	25(7)	434	23(7)	398	22(7)	334	21(7)	285	19(7)
4 鷹取	287	15(3)	280	15(3)	268	14(3)	259	14(3)	240	13(3)	225	12(3)
5 船越	299	17(6)	274	16(6)	247	15(6)	220	14(6)	201	13(6)	185	12(6)
6 長浦	230	13(3)	214	12(3)	212	12(3)	194	11(3)	197	11(3)	190	10(3)
7 逸見	70	9(3)	69	9(3)	72	9(3)	67	9(3)	72	9(3)	70	9(3)
8 沢山	79	8(2)	68	8(2)	62	8(2)	57	8(2)	51	8(2)	48	8(2)
9 桜	233	13(3)	213	12(3)	188	11(3)	176	10(3)	158	9(3)	146	9(3)
10 汐入	79	10(4)	66	10(4)	62	10(4)	63	10(4)	60	10(4)	56	10(4)
11 諏訪	400	19(5)	385	19(5)	366	18(5)	407	20(5)	415	20(5)	414	20(5)
12 田戸	327	19(6)	293	18(6)	270	17(6)	251	17(6)	245	16(6)	222	15(6)
13 山崎	387	19(5)	382	19(5)	379	19(5)	391	19(5)	379	18(5)	378	18(5)
14 豊島	252	16(5)	251	16(5)	257	16(5)	248	15(5)	218	14(5)	209	13(5)
15 鶴久保	429	21(6)	390	20(6)	374	19(6)	338	18(6)	329	18(6)	310	18(6)
16 公郷	682	29(7)	632	28(7)	603	27(7)	582	26(7)	524	24(7)	500	24(7)
17 池上	449	20(4)	432	19(4)	411	18(4)	395	17(4)	368	17(4)	356	17(4)
18 城北	414	21(6)	414	21(6)	400	20(6)	398	20(6)	406	20(6)	370	19(6)
19 衣笠	387	20(8)	384	20(8)	373	20(8)	351	20(8)	315	19(8)	277	18(8)
20 大矢部	340	19(7)	329	19(7)	338	19(7)	343	19(7)	335	19(7)	314	19(7)
21 森崎	565	25(5)	530	24(5)	486	22(5)	462	21(5)	427	20(5)	402	19(5)
22 大津	322	15(3)	318	15(3)	302	15(3)	283	15(3)	280	15(3)	259	14(3)
23 根岸	530	23(5)	508	23(5)	484	22(5)	461	21(5)	436	20(5)	399	19(5)
24 馬堀	257	16(4)	242	15(4)	233	15(4)	224	15(4)	215	14(4)	213	13(4)
25 望洋	202	11(2)	196	10(2)	186	9(2)	189	10(2)	187	10(2)	185	10(2)
26 大塚台	335	15(3)	318	15(3)	308	15(3)	282	14(3)	277	14(3)	257	13(3)
27 浦賀	378	16(3)	359	16(3)	348	16(3)	311	15(3)	272	14(3)	248	13(3)
28 小原台	298	17(5)	285	17(5)	270	16(5)	258	15(5)	250	15(5)	239	14(5)
29 鴨居	243	14(4)	224	13(4)	210	12(4)	200	12(4)	183	11(4)	162	10(4)
30 高坂	283	16(4)	254	15(4)	253	15(4)	238	14(4)	220	13(4)	204	12(4)
31 岩戸	293	16(4)	281	16(4)	254	15(4)	238	14(4)	227	13(4)	217	12(4)
32 久里浜	560	28(9)	559	28(9)	550	28(9)	548	28(9)	512	27(9)	500	27(9)
33 明浜	498	20(4)	459	19(4)	446	19(4)	414	18(4)	404	18(4)	392	18(4)
34 神明	491	24(7)	452	23(7)	416	22(7)	390	21(7)	363	20(7)	320	18(7)
35 栗田	289	15(3)	278	15(3)	268	15(3)	249	14(3)	229	13(3)	215	12(3)
36 野比	463	24(6)	453	23(6)	423	22(6)	404	21(6)	378	20(6)	353	19(6)
37 野比東	303	14(2)	302	14(2)	275	14(2)	270	14(2)	251	14(2)	241	13(2)
38 北下浦	202	9(2)	214	10(2)	212	10(2)	197	9(2)	190	9(2)	177	9(2)
39 津久井	304	17(5)	286	17(5)	281	17(5)	266	16(5)	244	15(5)	233	15(5)
40 長井	262	14(3)	256	14(3)	251	14(3)	240	14(3)	237	14(3)	218	13(3)
41 富士見	217	15(5)	201	14(5)	190	13(5)	173	12(5)	153	11(5)	135	11(5)
42 武山	374	18(6)	359	18(6)	340	18(6)	317	18(6)	288	18(6)	255	17(6)
43 荻野	135	11(5)	137	11(5)	132	11(5)	128	11(5)	131	11(5)	136	11(5)
44 大楠	386	19(5)	365	18(5)	345	17(5)	322	17(5)	297	17(5)	268	16(5)
合計	14,678	759 (203)	14,004	740 (203)	13,346	717 (203)	12,735	697 (203)	11,995	673 (203)	11,258	646 (203)

※カッコ内は、特別支援学級の再掲（学級数は令和7年度をスライドした数値）

※学級数は35人学級として推計

【中学校（23校）】

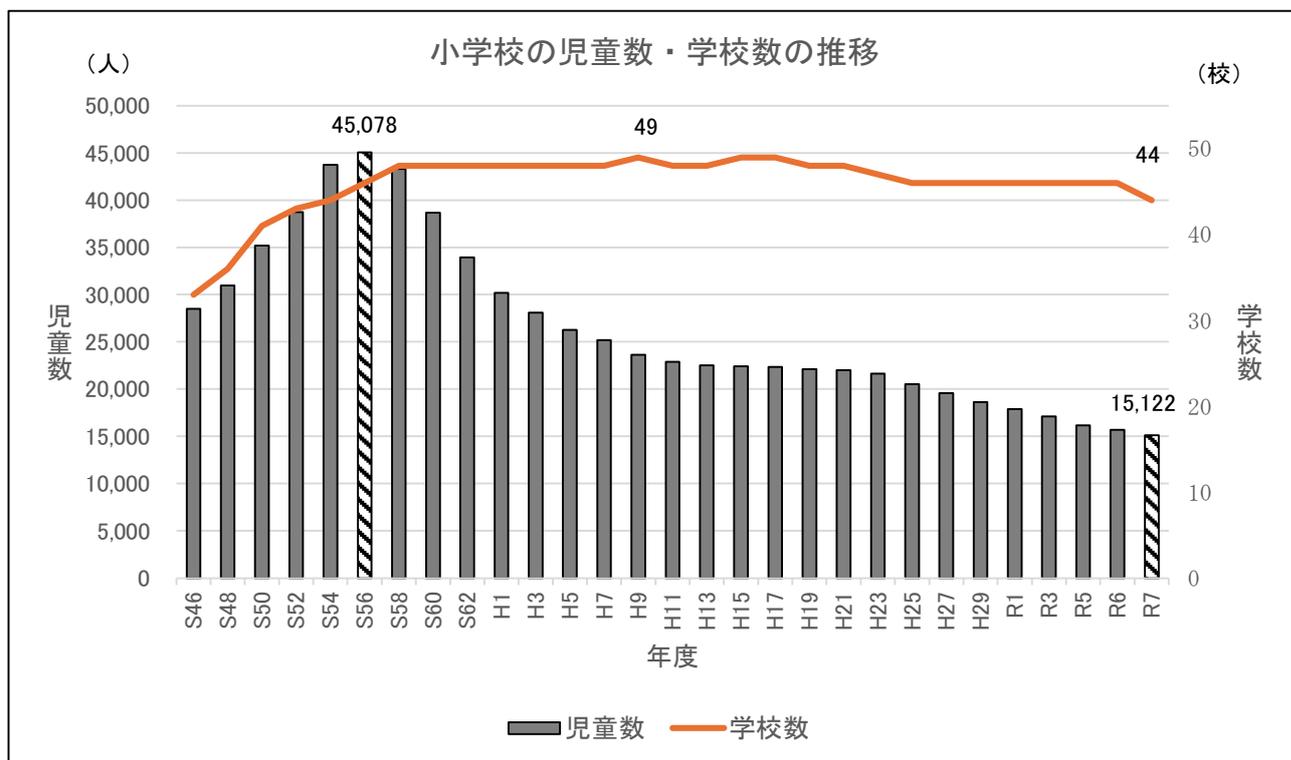
学校名	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 追浜	630	21 (3)	637	23 (3)	626	23 (3)	592	22 (3)	585	21 (3)	542	20 (3)
2 鷹取	152	7 (2)	139	7 (2)	142	8 (2)	146	8 (2)	142	8 (2)	137	8 (2)
3 田浦	306	14 (5)	292	14 (5)	278	14 (5)	279	14 (5)	251	14 (5)	239	14 (5)
4 坂本	286	14 (5)	282	14 (5)	255	14 (5)	254	14 (5)	232	14 (5)	231	14 (5)
5 不入斗	348	13 (2)	313	12 (2)	307	12 (2)	296	11 (2)	291	11 (2)	274	11 (2)
6 常葉	370	15 (4)	360	15 (4)	372	15 (4)	354	14 (4)	330	13 (4)	315	13 (4)
7 公郷	347	15 (5)	370	16 (5)	355	16 (5)	367	17 (5)	351	17 (5)	331	16 (5)
8 池上	285	13 (4)	267	13 (4)	261	13 (4)	248	13 (4)	232	12 (4)	211	11 (4)
9 衣笠	378	16 (4)	380	16 (4)	369	16 (4)	369	16 (4)	345	16 (4)	357	16 (4)
10 大矢部	499	18 (4)	516	19 (4)	520	19 (4)	488	19 (4)	468	19 (4)	444	19 (4)
11 大津	656	25 (6)	662	26 (6)	679	27 (6)	678	27 (6)	657	26 (6)	622	25 (6)
12 馬堀	218	11 (5)	215	11 (5)	204	11 (5)	204	11 (5)	200	11 (5)	197	11 (5)
13 浦賀	520	19 (4)	503	19 (4)	455	18 (4)	447	18 (4)	436	18 (4)	437	18 (4)
14 鴨居	347	15 (5)	303	14 (5)	281	14 (5)	259	14 (5)	243	14 (5)	241	14 (5)
15 岩戸	162	8 (2)	176	8 (2)	188	8 (2)	171	8 (2)	148	8 (2)	124	8 (2)
16 久里浜	541	20 (4)	594	22 (4)	595	22 (4)	545	21 (4)	506	20 (4)	475	20 (4)
17 神明	449	22 (8)	459	22 (8)	434	22 (8)	426	22 (8)	427	22 (8)	392	21 (8)
18 野比	344	15 (4)	312	14 (4)	336	15 (4)	329	15 (4)	346	16 (4)	310	15 (4)
19 北下浦	207	10 (3)	191	9 (3)	169	9 (3)	166	9 (3)	149	9 (3)	151	9 (3)
20 長沢	299	12 (3)	308	13 (3)	303	14 (3)	289	13 (3)	305	13 (3)	290	12 (3)
21 長井	140	7 (2)	134	6 (2)	137	7 (2)	129	7 (2)	118	7 (2)	116	6 (2)
22 武山	339	13 (3)	331	14 (3)	337	15 (3)	343	15 (3)	349	15 (3)	335	14 (3)
23 大楠	280	11 (2)	252	10 (2)	239	9 (2)	232	8 (2)	218	8 (2)	193	8 (2)
合計	8,103	334 (89)	7,996	337 (89)	7,842	341 (89)	7,611	336 (89)	7,329	332 (89)	6,964	323 (89)

※カッコ内は、特別支援学級の再掲（学級数は令和7年度をスライドした数値）

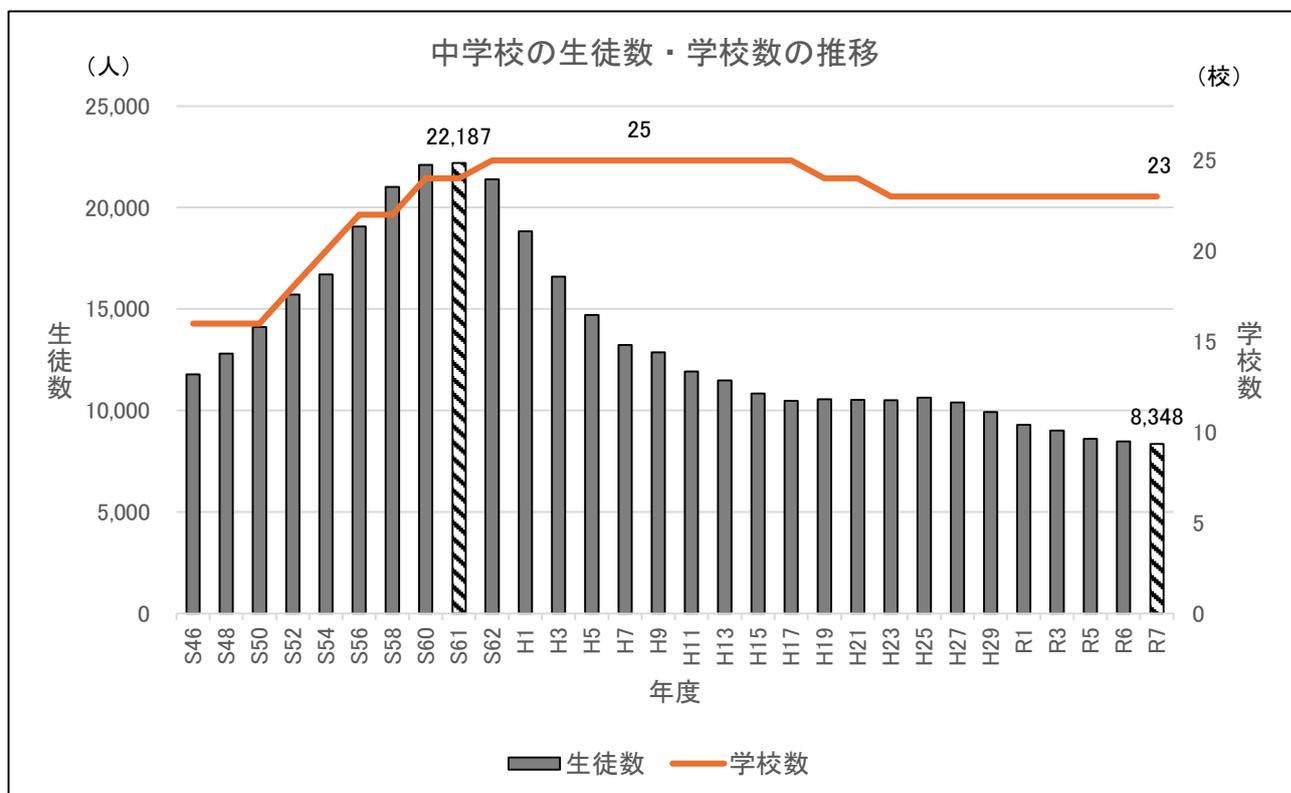
※学級数は、令和8年度は1年生が35人学級、2・3年生が40人学級、令和9年度は1・2年生が35人学級、3年生が40人学級、令和10年度以降は全学年35人学級とする。

4 児童・生徒数と学校数の推移

【小学校】

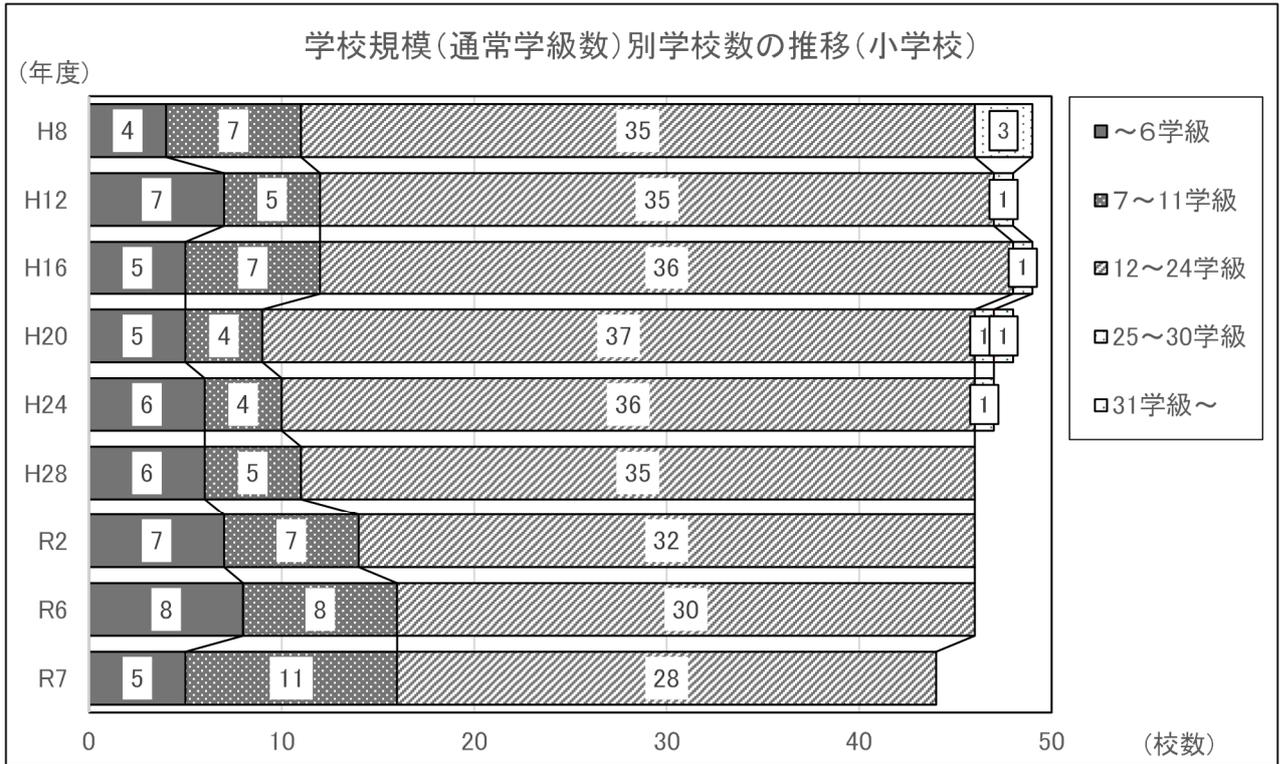


【中学校】

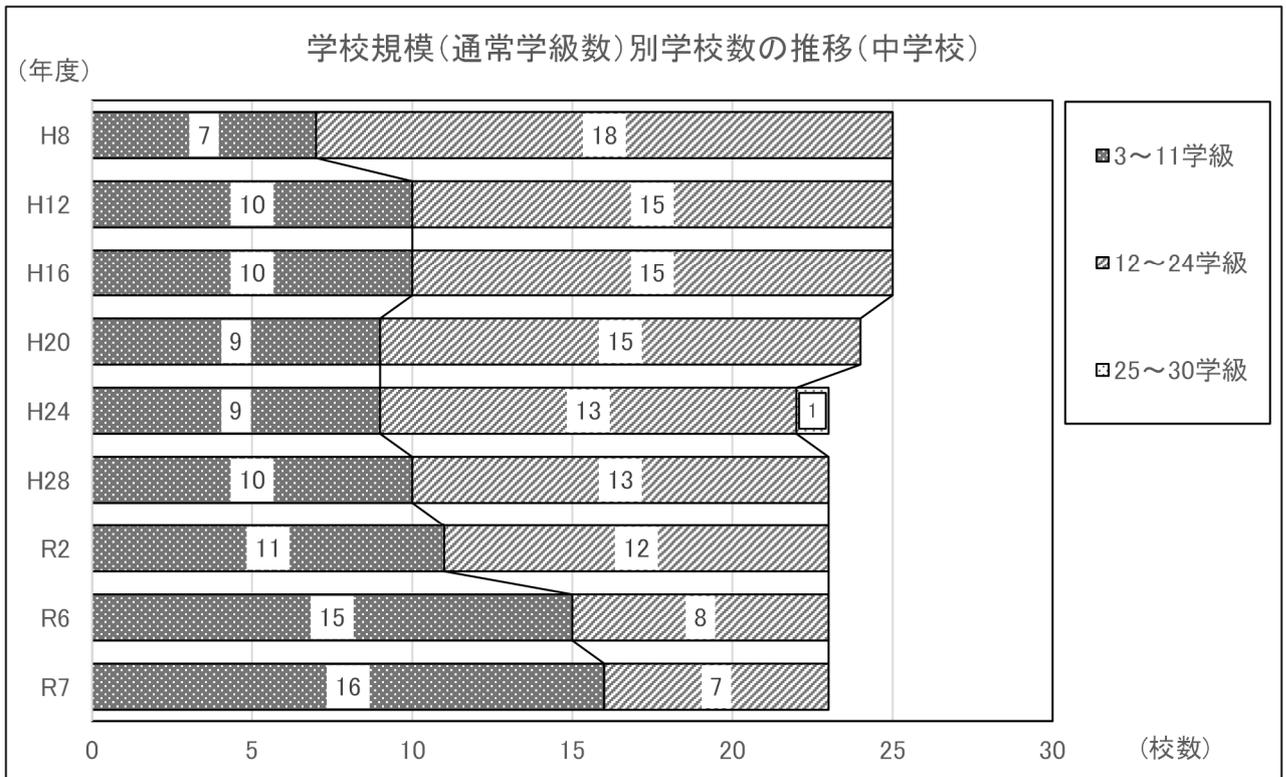


5 学校規模（通常学級数）別学校数の推移

【小学校】

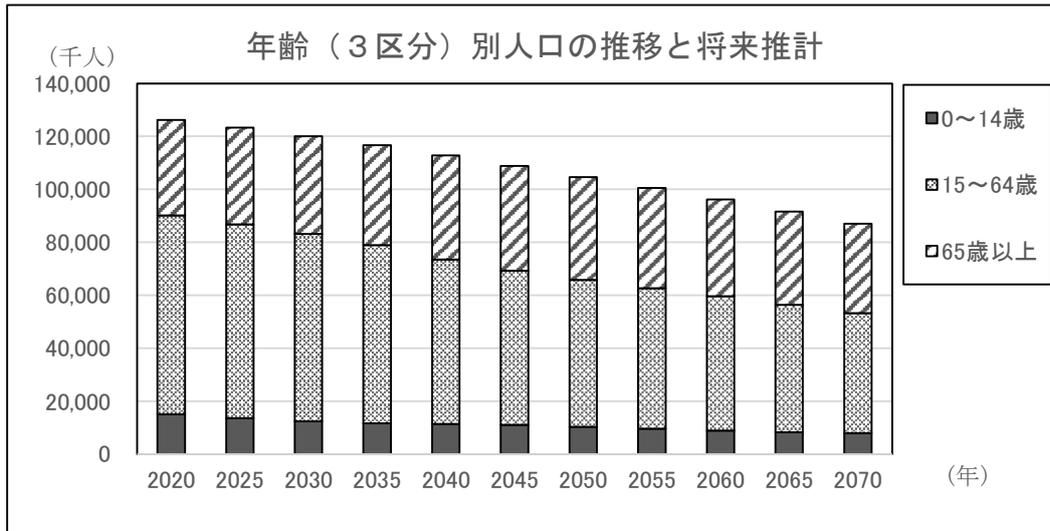


【中学校】



※学校規模の比較のため、学級数は通常学級数を記載

6 年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国）



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集（2025年版）)

7 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について

土砂災害の種別（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）ごとに設けられた基準に基づき、都道府県が指定する区域です。（※）

土砂災害が発生した場合、区域内の建物が倒壊するなどして、住民の生命や身体に著しい危険が生じるおそれが特に高い区域です。

この区域では特定の開発行為が制限され、建物を新築・増築する際には土砂災害に耐えられる構造とする義務があります。

※都道府県が概ね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施し、区域の見直しを行う。

○規制の内容（イエロー・レッド）

区域名	土砂災害防止法上の規制	建築基準法上の規制
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、警戒避難体制の整備 ・警戒避難に関する事項の住民への周知 (地域防災計画への記載、ハザードマップ等) 	規制なし
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> イエローゾーンの規制に加えて、 ・特定の開発行為に対する許可制 (住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為) ・建築物の構造規制 (建築物の構造について土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているか確認申請を行い、指定期間等の確認を受ける義務がある) ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 	外壁、耐力壁等の構造方法に関する規定

8 学校施設の状況（築年数・レッドゾーン）（令和7年5月1日現在）

	学校名	建築年度	経過年数	レッドゾーン		学校名	建築年度	経過年数	レッドゾーン
1	夏島小	S30	70	●	22	明浜小	S45	55	
2	豊島小	S30	70	●	23	浦賀中	S45	55	●
3	逸見小	S31	69	●	24	馬堀小	S46	54	
4	田戸小	S31	69		25	北下浦小	S46	54	
5	衣笠小	S32	68		26	武山小	S46	54	
6	沢山小	S35	65	●	27	鴨居中	S46	54	●
7	浦賀小	S35	65	●	28	栗田小	S47	53	●
8	浦郷小	S38	62	●	29	池上中	S47	53	
9	汐入小	S38	62	●	30	久里浜中	S47	53	
10	坂本中	S38	62	●	31	公郷小	S48	52	
11	船越小	S40	60	●	32	城北小	S48	52	
12	鴨居小	S41	59	●	33	高坂小	S48	52	●
13	田浦中	S41	59	●	34	岩戸小	S48	52	●
14	馬堀中	S41	59	●	35	不入斗中	S48	52	
15	山崎小	S42	58	●	36	鷹取小	S49	51	●
16	大津小	S42	58		37	望洋小	S49	51	●
17	北下浦中	S42	58	●	38	大楠小	S49	51	●
18	森崎小	S43	57		39	武山中	S49	51	
19	久里浜小	S43	57		40	追浜小	S50	50	●
20	鶴久保小	S44	56		41	津久井小	S50	50	
21	公郷中	S44	56	●	42	長井小	S50	50	

※経過年数が50年以上の小中学校を経過年数の長い順番で記載

※経過年数が60年以上の小中学校を網掛け

※経過年数が異なる学校施設が混在する場合は、最も古い学校施設の経過年数を記載

9 法令による学級編制の基準

■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（抜粋）

第3条（略）

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	35人
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあっては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

10 法令による学校規模の考え方

■学校教育法施行規則（抜粋）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条（中略）から第68条までの規定は、中学校に準用する。

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抜粋）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで（中略）であること。

二（略）

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校（中略）と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは、「24学級まで」（中略）とする。

11 学校規模による課題や影響

*平成 27 年 1 月 27 日 文部科学省

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」から

2 章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化について（抜粋）

【基本的視点一（1）学級数に関する視点】

（学級数が少ないことによる学校運営上の課題）

○まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4 章の（2）で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

○他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
 - ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
 - ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
 - ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
 - ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
 - ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
 - ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
- といった利点があります。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

○また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

○上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

【大規模校及び過大規模校について】

○一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例も見られます。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実

(2) 小規模校のメリット最大化策(抜粋)

【少人数を生かした指導の充実】

○一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

12 法令による通学距離の考え方

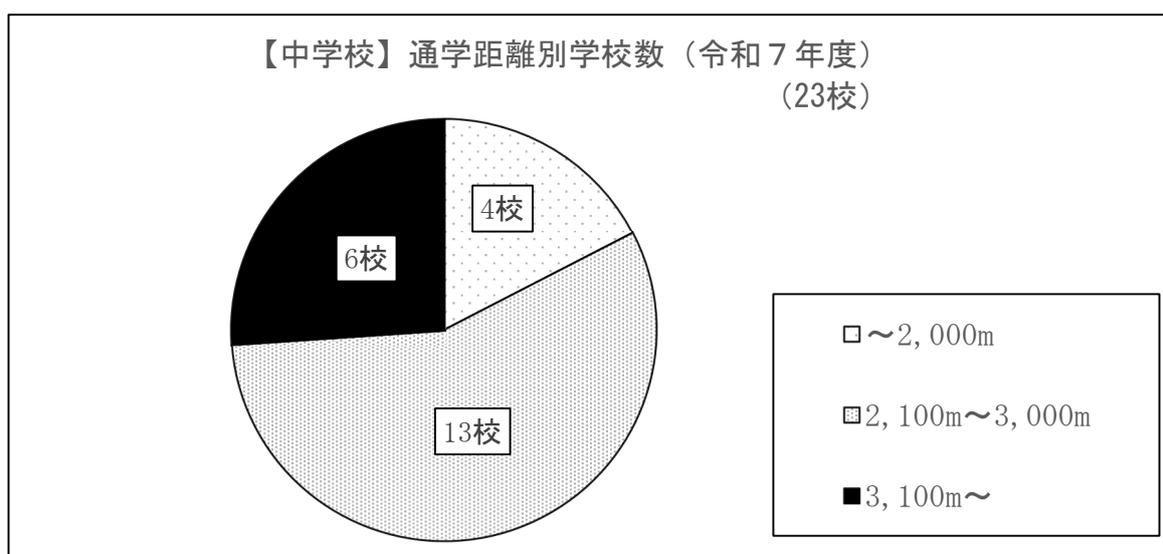
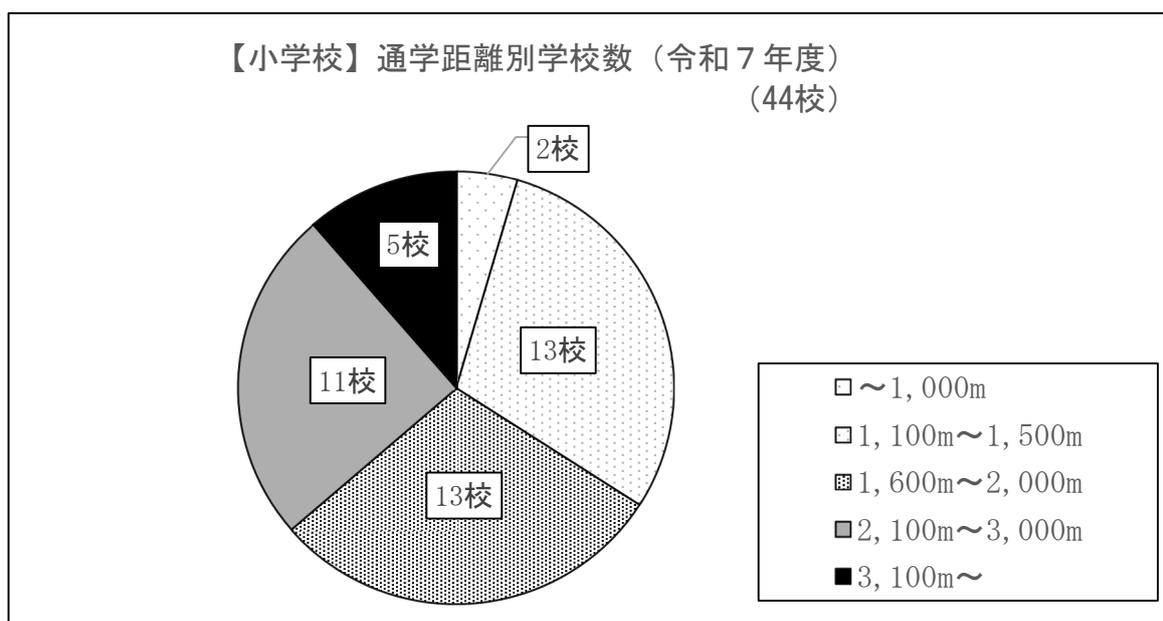
■義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抜粋）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 （略）

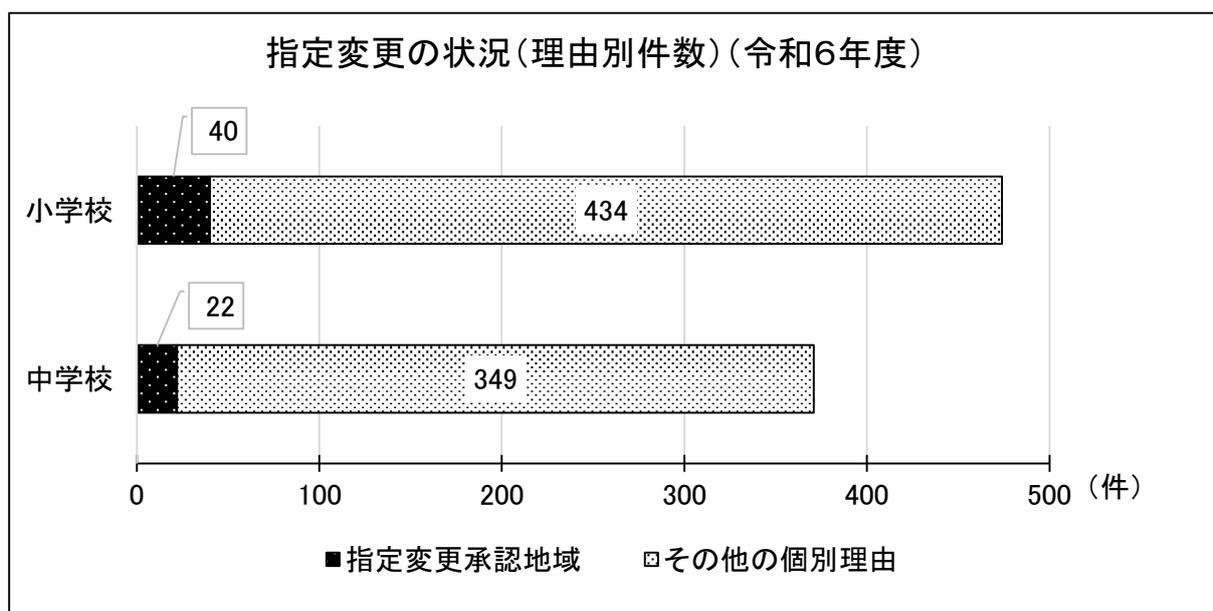
二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

13 通学距離別学校数



※各小・中学校区のうち、学校から最も距離が遠いと思われる地点から学校への道のりを計測したもの（100m単位）

14 指定校変更の状況



15 未利用地等の土地利用に関する取扱方針(令和元年8月7日方針決裁)

- 1 既存の未利用地や施設の更新・再編によって生じる跡地等(土地、建物及び居室)について、『廃止カルテ』としてあらかじめ登録を行う。
- 2 登録した『廃止カルテ』は全庁的に情報共有を行い、使用要望の確認をするとともに、施設整備等にあたっては対象候補地として検討するなど、事業担当部局は未利用地の活用に努める。その結果、使用の予定のない未利用地等については、財源化に向けた売却等の検討を行う。
- 3 2に基づく公有未利用地等の適正利用に向けた個別案件の審査・検討は、別に定める『公有未利用地等活用検討部会』において行うものとする。

【お問い合わせ先】

横須賀市教育委員会事務局教育総務部教育政策課
〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-9751 FAX 046-822-6849

E-メール sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp